

# 訪問看護重要事項説明書(医療・精神科含)

令和6年10月1日現在

## 1. 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社ミストラルサービス
代表者氏名	代表取締役 渡辺 哲也
本社所在地	京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12 電話：0773-20-2221 FAX：0773-20-2224
法人設立年月日	平成 10 年 3 月 27 日

## 2. 訪問看護ステーションの概要

事業所名称	訪問看護ステーション ミストラル城陽
事業所所在地	京都府城陽市乾出北46-2 TタウンB棟105号室 電話：0774-56-8877 FAX：0774-56-8866
代表者名	管理者 深井 恵子
介護保険指定番号	2 6 6 2 8 9 0 1 2 4
サービス提供地域	城陽市・宇治市・京田辺市・久御山町 ※その他地域も相談可
その他	第三者評価の実施状況 なし

## 3. 事業の運営方針

- (1)心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2)事業の実施にあたっては、保健所、市長村、医療機関、ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3)質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

## 4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は必要に応じて対応
営業時間	午前9時～午後5時 上記時間以外も電話対応や緊急訪問など24時間対応

## 5. 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従業員の管理及び業務の一元的な管理	1名
看護職員	看護師	4名	1名	訪問看護サービスの提供	5名
事務員			1名	事務業務	1名

## 6. サービス提供・内容

医師の指示やケアプランに基づき訪問看護計画書を作成し、計画内容に沿って以下のサービスを提供します。

①看護介護行為

- ・バイタルチェック、状態観察（血圧・体温・脈拍・酸素飽和度測定、心身の状態観察）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（服薬管理や指導、生活上の注意事項・食事・排泄に関する対策や指導）
- ・精神的支援

②医療処置的行為

- ・創傷及び褥創処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・腹膜還流装置・透析液供給装置管理ケア
- ・中心静脈栄養管理・輸液・ポンプ管理
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理ケア
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③リハビリテーション

- ・関節可動域訓練、筋力低下や拘縮予防運動
- ・呼吸リハビリテーション
- ・嚥下訓練、言語リハビリテーション
- ・移乗・歩行などの生活リハビリテーション

④介護者への支援

- ・介護方法の指導・介護福祉などの社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する方法など
- ・介護者の健康相談・助言

## 7. 利用料

### (1)医療保険適応分(精神科訪問看護も含む)

・基本療養費

	金額	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	5550円	555円	1110円	1665円
週4日目以上	6550円	655円	1310円	1965円

1回の訪問時間は30分～1時間30分未満を想定しています。

・精神科基本療養費

	30分以上				30分未満の場合
	金額	1割負担	2割負担	3割負担	
週3日まで	5550円	555円	1110円	1665円	4250円(×負担割合)
週4日目以上	6550円	655円	1310円	1965円	5100円(×負担割合)

1回の訪問時間は30分以上を想定しています。

・その他の加算

		金額	回数
訪問看護管理療養費	月の初日	7670 円	月 1 回
	2 日目以降	3000 円	1 日につき
夜間/早朝訪問看護加算		2100 円	1 回につき
深夜訪問看護加算		4200 円	1 回につき
24 時間対応体制加算		6520 円	月 1 回
(精神科)緊急時訪問看護加算		2650 円	1 回につき
特別管理加算(Ⅰ)		5000 円	月 1 回
特別管理加算(Ⅱ)		2500 円	月 1 回
退院支援指導加算		6000 円	1 回につき
(精神科)複数名訪問看護加算		4500 円	1 回につき
(精神科)難病等複数回訪問看護加算	1 日に 2 回	4500 円	
	1 日に 3 回以上	8000 円	
(精神科)長時間訪問看護加算		5200 円	1 回につき
ターミナル療養費		25000 円	死亡月に 1 回
看護・介護職員連携強化加算		2500 円	月 1 回
訪問看護情報提供療養費		1500 円	1 回につき
精神科重症者支援管理連携加算		(イ)8400円	(ロ)5800円
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)		780円	月 1 回
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	月 1 回

その他の費用が発生する場合は別途説明させていただきます。

利用者負担額は、各々の負担割合に応じて算出されます。公費や助成制度などの利用をご希望の場合は、受給者証等をご提示ください。

#### 8. 交通費

サービス提供地域の方は無料です。但し、以下の場合には交通費が必要となります。

- ・訪問車やバイクを使用し、サービス提供地域を超えた地点から 20 km 以上の場合 1,000 円
- ・公共交通機関を利用する場合、実費相当額
- ・有料駐車場を利用する場合、実費相当額

#### 9. 利用料金の支払い方法

毎月月末締め、翌月 15 日頃に請求書を郵送します。お支払いは口座からの自動振替となります。ご希望により現金支払い、口座振込も対応しますが、月末までにお支払いをお願いします。お支払い確認後に領収書を発行します。領収書は医療費控除の還付請求の際に必要なため、必ず保管をお願いします。

#### 10. サービスのキャンセル

利用者の都合でキャンセルを希望される場合は、前日 17 時までにご連絡下さい。キャンセル料は不要です。それ以降のご連絡によるキャンセルはキャンセル料1,000円となります。(ご利用者様の容態急変など、緊急やむを得ない場合はその限りではありません)

#### 11. 利用料・その他費用の滞納について

正当な理由なく利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合、及び利用料を支払わない場合は、30 日間以上の猶予期間を定めて、契約を解除する旨を勧告することがあります。

## 12. サービスの終了

### (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望される7日前までに連絡いただくことで、契約を解除することが出来ます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、7日以内でも契約を解除することが出来ます。

### (2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者側にやむを得ない理由がある場合は、利用者に対して契約終了1ヶ月前までにその理由を示した文章を通知することにより、契約を解約することが出来ます。

## 13. 緊急時の対応

サービス提供中に体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

## 14. 事故発生時の対応・損害賠償

サービス提供中に事故が発生した場合は、主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族・居宅介護支援事業者・市町村等にも連絡します。また、利用者や家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険
保険名	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者賠償責任保険

## 15. 感染症対策

新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染を疑う症状を認めた場合、及び診断が確定した場合は、速やかに事業所に連絡してください。他の利用者の健康に与える影響を考慮し訪問の順番を変更させていただくことがあります。事業所では感染に関する責任者を選定し、感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備、研修及び訓練を定期的実施します。

## 16. 身体拘束・虐待の防止

利用者の生命や身体に危険が生じるなど、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、身体拘束は行いません。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。事業所では虐待防止に関する責任者を選定し、虐待の防止に関する指針の整備、研修を定期的実施します。

## 17. 事業継続計画の策定

事業継続計画を策定し、平時より他の事業所との連携・協力体制を構築、研修及び訓練を定期的実施します。非常時には計画内容に沿って対応しますが、気象庁による特別警報発令、地震や洪水等の大規模災害により事業所運営が極めて困難な場合には、訪問及び緊急時対応の中止、医療依存度の高い利用者の訪問を優先的に行うことがあります。

## 18. 相談・苦情

利用者及び家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

【虐待及び苦情等相談の窓口】

お問い合わせ先	訪問看護ステーション ミストラル城陽 担当者 ( 深井 恵子 )	京都府城陽市乾出北46-2 TタウンB棟105号室 TEL：0774-56-8877 FAX：0774-56-8866 受付時間 9：00～17：00（土日祝は休み）
	城陽市役所 高齢者支援課 福祉保健部高齢介護課	京都府城陽市寺田東ノ口16・17 TEL：0774-52-1111 FAX：0774-56-3999 受付時間 9：00～17：00（土日祝は休み）
	京都府国民健康保険 団体連合会	京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀町620 TEL：075-354-9090 FAX：075-354-9055 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

19. 秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

20. 訪問に関する留意事項

- (1)職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- (2)貴重品や金銭の管理は、利用者やご家族で行っていただき、職員が出入りする場所や時間帯に置くことは極力避けて下さい。
- (3)大切なペットの安全を守るためにも、訪問中はゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただく場合があります。
- (4)緊急時対応は、連絡をいただいた時点からご自宅に向かいます。電話で聞き取りした内容から状態を把握し、あらゆる状況を想定して準備を整えて向かうため、多少の時間を要します。生命に関わる危機的状況であると判断した場合は、ご相談の上、その場で救急搬送の手配を行うことがあります。
- (5)在宅看取りの場合、往診の医師が24時間対応でないことがあります。その場合、夜間の死亡確認は翌朝8時以降になることがあります。看護師は夜間でも対応可能です。
- (6)貸出物品は訪問終了時に回収しますが、状況により後日引き取りになることもあります。
- (7)人工呼吸器、在宅酸素、吸引器等の医療機器をご使用の場合、停電に備え、バッテリーのレンタルや購入をお勧めしています。ご用意がない場合でも可能な限りの対応は行いますが、医療機器停止による生命の危機には責任を負うことができません。
- (8)職員に対して、利用者や家族からの暴力、ハラスメント行為を認めた時は、直ちにサービスを中止します。状況の改善や理解が得られない場合、契約を解除します。  
(叩く・蹴る・怒鳴る・暴言で威嚇する・身体を押さえつける・鍵を閉める・進路や業務の不当な妨害・性的な発言・不必要な露出・身体を触る・卑猥な画像を見せる)

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住所	〒610-0121 京都府城陽市乾出北46-2 TタウンB棟105号室		
	名称	訪問看護ステーション ミストラル城陽		
	説明者	⑩		
	電話番号	0774-56-8877	FAX	0774-56-8866

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護保険を使用した訪問看護の利用に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者	住所	〒		
	氏名	⑩		
	電話番号	( )	—	
ご家族・代理人	本人との関係			
	住所	〒		
	氏名	⑩		
	電話番号	( )	—	

24時間対応体制加算	令和 年 月 日 同意する・同意しない	⑩
------------	---------------------	---



